

倉庫業法における主な届出一覧表

近畿運輸局交通政策部環境・物流課

届出が必要な場合		提出書類	添付書類	提出期限
1. 倉庫業者に関すること				
(1)	倉庫業者の名称・住所を変更した場合	①軽微変更届出書（名称・住所・役員） または③氏名・名称・住所・役員変更届出書	—	変更した日から 30日以内
(2)	倉庫業者（法人）の資本金・出資総額を変更した場合	③軽微変更届出書（資本金）	資本金額の記載された登記簿の抄本	
2. 役員変更に関すること				
(1)	倉庫業者（法人）の代表者を変更した場合 代表者を含む複数役員を変更した場合	①軽微変更届出書（名称・住所・役員） または③氏名・名称・住所・役員変更届出書	宣誓書（新任役員分）	変更した日から 30日以内
(2)	倉庫業者（法人）の代表者を含まない （複数）役員を変更した場合	②役員変更届出書 または③氏名・名称・住所・役員変更届出書	宣誓書（新任役員分）	
3. 料金に関すること				
(1)	倉庫業に係る料金の設定（変更）をした場合	料金設定（変更）届出書	—	設定（変更）後 30日以内
4. 営業倉庫（営業所・倉庫業）の廃止に関すること				
(1)	営業倉庫を廃止した場合 （所管する営業所の廃止を伴わないもの）	④軽微変更届出書（倉庫の用途廃止）	—	変更した日から 30日以内
(2)	営業倉庫を廃止した場合 （所管する営業所の廃止を伴うもの）	倉庫業（一部）廃止届出書	—	廃止した日から 30日以内
(3)	営業倉庫（営業所）をすべて廃止した場合 （倉庫業者でなくなる場合）	倉庫業廃止届出書	—	
5. 営業所に関すること				
(1)	営業所の名称・住所・連絡先を変更した場合 営業倉庫を所管する営業所を変更した場合 営業所を新設・統合した場合 営業所の主従（主たる営業所）を変更した場合	⑥軽微変更届出書（営業所）	—	変更した日から 30日以内
6. 営業倉庫に関すること				
(1)	営業倉庫の名称・住所（地番）を変更した場合	⑦軽微変更届出書（倉庫）	—	変更した日から 30日以内
(2)	営業倉庫の使用権原を変更した場合 （借庫から所有庫に変更した場合など）	⑦軽微変更届出書（倉庫）	①倉庫明細書 ②使用権原を証する書類 ・土地、建物の登記簿謄本（所有庫） ・賃貸借契約書（借庫）	
(3)	倉庫業者が他の営業倉庫を現状のまま引き続き使用する場合	⑤軽微変更届出書（倉庫の継続使用）	①倉庫明細書 ②使用権原を証する書類 ・土地、建物の登記簿謄本（所有庫） ・賃貸借契約書（借庫） ③警備契約書	
(4)	営業倉庫の主要構造以外の構造、その他の構造耐力上支障がない軽微な変更をした場合	⑦軽微変更届出書（倉庫）	変更内容がわかる資料（図面・現場写真等）	
7. その他				
(1)	事業の譲受による承継をした場合 ※発券倉庫業者の場合を除く	事業譲受届出書	①譲渡譲受契約書の写し ②営業所及び倉庫の名称の新旧対照表 ③（法人）登記簿の謄本 ④宣誓書（役員全員分）	承継の日から 30日以内
(2)	法人合併による承継をした場合 ※発券倉庫業者の場合を除く	合併届出書	①合併契約書の写し ②営業所及び倉庫の名称の新旧対照表 ③（法人）登記簿の謄本 ④宣誓書（役員全員分）	
(3)	法人分割による承継をした場合 ※発券倉庫業者の場合を除く	分割届出書	①分割契約書（分割計画書）の写し ②営業所及び倉庫の名称の新旧対照表 ③（法人）登記簿の謄本 ④宣誓書（役員全員分）	
(4)	相続（個人事業者）による承継をした場合 ※発券倉庫業者の場合を除く	相続届出書	①戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し ②宣誓書	死亡を知った日から 30日以内